平成 28 年度第 2 回 青森市国民保護協議会 会議概要

1 開催日時 平成 29 年 2 月 17 日 (金) 15:35~15:55

2 開催場所 青森市教育研修センター5 階大研修室(青森市栄町1丁目10番10号)

3 出席者 【委員】

別添出席者名簿のとおり(32人中29人出席(代理出席含む))

【事務局(総務部危機管理課)】

高西正彦(総務部参事・課長事務取扱兼危機管理監)、 金澤敦(副参事)、鈴木達也(主幹)、滝口貴史(主事)

4 会議

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議事

以下、会議は、会長が議長を務め進行した。

【案件1:青森市国民保護計画の変更案について】

〔配布資料:資料 1「青森市国民保護計画(変更)のスケジュール」

資料 2「青森市国民保護計画変更案 新旧対照表」

資料3「青森市国民保護計画変更案」

資料4「答申案」

◆資料に基づき、事務局より説明を行った。

事務局

○青森市国民保護計画(変更)のスケジュールについて 資料1に沿って、青森市国民保護計画変更の作業スケジュ ールの変更について説明する。

委員には、昨年7月に開催した当協議会にて、青森市国民 保護計画変更の作業スケジュールを示したところであるが、 その内容としては、

- ・平成 28 年 10 月には、第 2 回青森市国民保護協議会を開催し、
- ・12月に、変更計画案について県知事との協議を経て
- ・平成29年1月に、計画を変更する予定
- と説明したところである。

しかしながら、現在、進捗が遅れており、その理由として

は、

- ・一つに、第1回当協議会後の市庁内関係機関との意見調整に時間を要したこと
- ・二つに、今年度、青森県においても県国民保護計画の変 更作業を進めているところであり、県との事前協議にお いて、県の変更計画と市の変更計画のすり合わせに時間 を要したこと

が挙げられる。

これらのことから、スケジュールを変更し作業を進めてきたところであるが、変更後のスケジュールとしては、本日の協議会の後

- ・今月中に、変更計画案を県知事に協議
- ・3月に、変更計画を策定
- ・4月に、変更計画を公表する
- こととしたところである。
- ○青森市国民保護計画変更案新旧対照表について 次に、資料 2 をご覧いただきたい。

青森市国民保護計画変更案の新旧対照表について説明する。

この新旧対照表は、第1回の当協議会において、現計画と変更計画骨子案との新旧対照表を示した内容に加え、その後に委員からいただいた意見、市庁内関係機関との意見調整、県との事前協議の中で、更に変更点として追加となった内容を盛り込んだものである。

追加した内容については、表の左側のNo.から節までの列の数字に網掛けをしているが、その追加部分のうち、主な項目について御説明する。

No.1 については、計画文中の「市民」という用語を定義 No.5 については、本市の気候に関する特徴部分の表現修正 No.6 については、人口の出典元の追記

No.7 については、東北縦貫自動車道の道路名称の修正と津軽自動車道の追加となっている。

次に、2ページの

No.13 と 14 については、本市の組織改編や事務の所管の変更に伴う整理である。

3 ページのNo.25 については、医療関係機関の名称が「財団 法人」から「公益財団法人」に変更したことに伴う修正となっている。 次に4ページをご覧ください。

No.26 及び 28 については、新たな通信システムとして、既に整備済となっている、全国瞬時警報システム(ジェイアラート)及び緊急情報ネットワークサービス(エムネット)を追記するものである。

No.33 については、収集する基礎的資料に避難行動要支援者 関係の資料を追記するものである。

5 ページのNo.34 については、県組織改編や薬事法の改正に 伴う呼称の整理となっている。

6ページのNo.42 については、国が策定した市町村国民保護 モデル計画に基づき、事態覚知等した後の体制や対処措置に ついて、わかりやすいようにイラストを記載するものである。 次に、10ページをご覧いただきたい。

No.60 については、県への要請等として、委任する者とその 委任内容について追記するものである。

11 ページのNo.61 及びNo.62 については、国民保護法の救援 事務の移管に伴う整理、

No.64 については、外国人登録制度の廃止に伴う記述の整理 となっている。

次に、12ページをご覧いただきたい。

No.65 については、市町村国民保護モデル計画に基づく記述の整理、

No.68 については、緊急消防援助隊の応援等の要綱等に関する要綱との整合を図るための修正となっている。

最後に13ページをご覧いただきたい。

No.72 については、災害廃棄物対策指針の策定に伴う整理 No.73 については、現行体制への修正

No.74 及び 75 については、計画全体に係る変更として、災害対策基本法の一部改正に伴う用語や文言等の整理となっておいる。

以上が、骨子案から追加した変更点となっており、これらの変更を加えたものが、資料 3 の『青森市国民保護計画変更 案』となる。

説明は以上である。

◆質疑等

特になし。

(4) 閉会

各団体への今後の協力を依頼し、閉会。